

## 別紙1 対象者確認用チラシ

### 令和6年度

### 郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料助成について

令和5年度から、郡山市では市内の認可保育施設で勤務する保育士又は保育教諭(以下「保育士等」という。)の慢性的な不足を解消するため、保育士等の子どもに係る保育料の半額を助成します。

#### 1 次の全てに該当する方が、保育料助成の対象となります。

- (1)市内の認可保育施設(公立を含む)に勤務する保育士等であって、専ら保育業務に従事している。  
※市外在住でも対象となります。
- (2)1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務が定められている。
- (3)助成を受けようとする年度の4月1日において、3歳未満の子ども(同一世帯の者に限る。)を養育している。
- (4)上記3の子ども(以下「対象児童」という。)が、保育施設(居宅訪問型を除く。)に入所している。  
※保育施設は市内外、認可の有無は問いません。
- (5)本事業と同趣旨の補助金その他の支援を受けていない。  
※第一子や多子世帯の保育料軽減等、趣旨が違う支援とは併用できません。

#### 2 助成の対象となる保育料(以下「助成対象保育料」という。)について

- (1)助成対象保育料は、上記1の助成対象者(以下単に「助成対象者」という。)又は助成対象者と生計を一にする者が、対象児童が入所する施設に支払う保育料(延長保育料、教材費その他の実費徴収される費用は除く)とします。
- (2)助成対象者が、連続して32日以上休暇(以下「長期休暇」という。)を取得している場合、16日以上休暇している月の保育料は、助成の対象外となります。  
例1)育児のため長期休暇を取得していたが、5月20日から復帰した。  
→6月分の保育料から助成の対象  
例2)助成を受けていたが、2人目の出産を控え11月20日から産前の長期休暇を取得した。  
→4月から11月分の保育料が助成の対象  
例3)軽減を受けていたが、家族を介護するため、7月1日から31日まで休暇を取得した。  
→連続31日の休暇のため、7月分も助成の対象
- (3)助成対象の保育料に対し、本補助金と異なる趣旨の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、当該収入に相当する額を助成対象保育料から除きます。

#### 3 保育料の助成方法について

対象児童が入所している保育施設、住民登録地により保育料の助成方法は異なります。

- (1)対象児童が市内に住民登録しており、認可保育施設に入所している場合  
毎月の助成対象保育料の半額を減額いたします。申請等について詳細は、[別紙2 軽減用チラシ](#)をご確認ください。
- (2)対象児童が、認可外保育施設(居宅訪問型を除く。)に入所しているか、市外に居住している場合  
対象の年度終了後に、毎月の保育料の半額分をまとめて補助金として交付します。補助金の申請等について詳細は、[別紙3 補助金用チラシ](#)をご確認ください。